

(肢体不自由用)

身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)

総括表

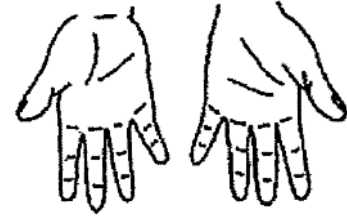
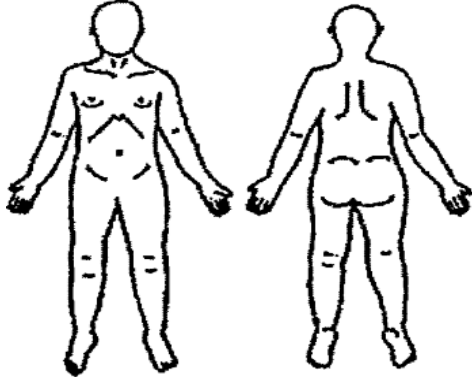
氏 名	年 月 日生	男 女
住 所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤ 総合所見		
〔 将来再認定 要 ・ 不要 〕 〔再認定の時期 年 月〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 （ 級相当） ・該当しない。		
（注） 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肢 体 不 自 由 の 状 況 及 び 所 見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4 排尿・排便機能障害：なし・あり
5 形態異常：なし・あり

参 考 図 示



右 左

右		左
	上 肢 長cm	
	下 肢 長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握 力kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

（注1）切離断の場合はエックス線写真（用紙に印刷したもの）を添付すること

（注2）関係ない部分は記入不要

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使うときは該当するものを○で囲むこと。

棚の上の物に手を伸ばす	右	(はしで) 食事をする	右 (スプーン、自助具)	
	左		左 (スプーン、自助具)	
シャツを着て脱ぐ		利き手【 右 ・ 左 】		
コップで水を飲む	右	ズボンをはいて脱ぐ (自助具)		
	左	足を投げ出して座る		
ブラシで歯を磨く	右 (自助具)	いすに腰かける (背もたれ)		
	左 (自助具)	寝返りする		
顔を洗いタオルでふく		立つ		
タオルを絞る		(手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)		
背中を洗う		家の中の移動		
洋式便器に座る		(壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)		
排泄の後始末をする		二階まで階段を上って下りる		
新聞紙が引き抜かれない程度につまむ	右	(手すり、つえ、松葉づえ)		
	左			
丸めた週刊誌が引き抜かれない程度に握る	右	屋外を移動する (家の周辺程度)		
	左	(つえ、松葉づえ、車いす)		
		公共の乗り物を利用する		

（注3）身体障害者福祉法の等級は、機能障害（impairment）のレベルで設定されますので、（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していない（半介助△）という解釈になります。

- 走行距離（杖や補装具なしで休まずに歩ける距離） _____ m
○ 坐位（正座、胡座、横座り）保持 _____ 分間
○ 起立位保持（つかまらないで） _____ 分間

計 測 法：

上 肢 長：肩峰 →^{とうこつ}橈骨茎状突起 前腕周径：最大周径
下 肢 長：上前腸骨^{きよく}棘 →（脛骨）内果 大腿周径：膝蓋骨^{がい}上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
上腕周径：最大周径 下腿周径：最大周径

関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）（この表は必要な部分を記入する）

[illegible]

備考

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を 0 度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線（〰）を引く。
- 4 筋力については、表（ ）内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減（筋力 0、1、2 該当）

△印は、筋力半減（筋力3該当）

○印は、筋力正常またはやや減（筋力4、5該当）

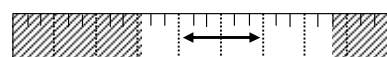
5 (PIP)の項母指は (IP) 関節を指す。

6 DIP 其他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。

7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展



屈曲 (Δ)